

## 国際希少野生動植物種の要件について

国際希少野生動植物種の要件については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第6条第1項に基づく希少野生動植物種保存基本方針の第2の2において以下のように定められている。

希少野生動植物種保存基本方針(平成4年総理府告示第24号)(抄)

### 第二 希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項

1 (略)

2 国際希少野生動植物種

国際希少野生動植物種については、国内希少野生動植物種以外の種で、以下のいずれかに該当するものを選定する。

ア 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(以下「ワシントン条約」という。) 附属書 に掲載された種。ただし、我が国が留保している種を除く。

イ 我が国が締結している渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する条約又は協定(以下「渡り鳥等保護条約」という。)に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種

3・4 (略)